　〇〇〇〇　自主防災会防災計画

１　目的

　　この計画は、　〇〇〇〇　　自主防災会活動に必要な事項を定め、地震、津波、台風及び火災等による人的、物的被害の発生およびその拡大を防止することを目的とする。

２　計画事項

　　この計画に定める事項は、次のとおりとする。

　(1) 防災組織の編成および任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 防災に必要な物資および資機材の備蓄に関すること。

　(4) 防災訓練の実施に関すること。

(5) 情報の伝達、収集に関すること。

(6) 出火防止、初期消火に関すること。

(7) 救出救護に関すること。

(8) 避難誘導に関すること。

(9) 給食、給水に関すること。

　(10)衛生に関すること。

　(11)避難所の運営に関すること。

３　防災知識の普及

　　地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

　(1) 普及事項

　　ア　防災組織および防災計画に関すること。

　　イ　地震、火災、水害等の知識に関すること。

　　ウ　地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。

　　エ　各家庭における防災、防火の留意事項に関すること。

　　オ　その他防災に関すること。

　(2) 普及の方法

　　ア　広報誌、パンフレット、リ－フレット、ポスタ－等の配布。

　　イ　講演会、映画会等の開催。

　　ウ　パネル等の展示。

　(3) 実施時期

　　　火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

４　防災訓練

　　次の方法により防災訓練を実施する。

　(1) 訓練の種別

　　　個別訓練および総合訓練とする。

　(2) 個別訓練の種類

　　ア　情報の収集伝達訓練

　　イ　消火訓練

　　ウ　避難訓練

　　エ　救出、救護訓練

　　オ　炊き出し訓練

　(3) 総合訓練

　　　２以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

　(4) 訓練実施計画

　　　訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

　(5) 訓練の時期および回数

　　ア　訓練は、原則として火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。

　　イ　訓練は、総合訓練にあっては年１回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

５　情報の収集伝達

　　次の方法により情報の伝達、収集を行う。

　(1) 情報の伝達収集

　　　情報員は、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達するとともに地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集する。

　(2) 情報の伝達収集方法

　　　情報の伝達収集は、電話、テレビ、ラジオおよび伝令等による。

６　出火防止および初期消火

　(1) 出火防止

　　　災害時における火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月１９日を「防火の日」とし、各家庭においては、主として次の事項を重点に点検整備する。

　　ア　火気使用設備器具の整備およびその周辺の整理整頓状況

　　イ　可燃性危険物品等の保管状況

　　ウ　消火器等消火資機材の整備状況

　　エ　その他建物等の危険箇所の状況

　(2) 初期消火対策

　　　地域内に火災が発生した場合、速やかに消火活動を行い、初期消火が出来るように消火資機材の整備普及をはかる。

　　ア　防火水槽ならびにその付近の整備

　　イ　消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭での整備

７　救出救護

　(1) 救出救護活動

　　　建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力するものとする。

　(2) 医療機関への連絡

　　　救出救護員は、負傷者が医師の手当を要すると判断されたときは、救急自動車の要請ならびに消防署指示による医療機関に搬送する。

　(3) 防災関係機関の出動要請

　　　救出救護員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

８　避難対策

　　火災の延焼拡大等により、住民の人命に危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

　(1) 避難誘導の指示

　　　碧南市長の避難勧告等が発令されたとき、または会長がその必要があると認めたときは、会長は避難誘導班長に対し避難誘導の指示を行う。

　(2) 避難誘導

　　　避難誘導班長および避難誘導員は、会長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難地に誘導する。

　(3) 避難所

　　　市指定の避難所および安全な箇所。

９　給食・給水

　　避難所等における給食および給水は、次により行う。

　(1) 給食の実施

　　　給食給水員は、市から配分された食料、地域内の家庭または米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

　(2) 給水

　　　給食給水員は、市から提供された飲料水、井戸水等により確保した飲料水により給水活動を行う。

１０　衛生

　　被災地域の防疫は、会長の指示により衛生委員が行う。

　(1) 被災地域の防疫活動

　　　衛生委員は、市から配分された防疫資材により被災地域の防疫活動を行う。

１１　避難所の運営

(1) 避難所開設担当者・施設管理者等と協力して避難所の開設・運営を行う。

(2) 避難者等の把握をする。

１２　防災組織の編成および任務分担

　　災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、住民自治組織の組単位を基盤として、次のとおり防災組織を編成する。